

# 役員等報酬規則

施行 平. 29. 4. 1

改正 平. 31. 4. 1

令. 2. 4. 1

## (目 的)

第1条 この規則は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定める。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等は、無報酬とする。ただし、常勤する理事（常務）については、報酬として月額250,000円を支給する。

2 役員等が職務のため出張した場合には、旅費支給規則に基づき、旅費を支給する。

## (公 表)

第3条 この法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## 附 則

### (改正手続)

第4条 この規則の改正は、理事会において定め、評議員会の承認を受けるものとする。

### (施 行)

第5条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、平成31年4月1日から改正施行する。

この規則は、令和2年4月1日から改正施行する。